

PPA方式による安城市公共施設への太陽光発電設備等導入業務に係る  
公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

PPA方式による安城市公共施設への太陽光発電設備等導入業務

(2) 業務内容

別添「PPA方式による安城市公共施設への太陽光発電設備等導入業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

別添「PPA方式による安城市公共施設への太陽光発電設備等導入業務仕様書」のとおり

2 スケジュール

本プロポーザルの日程は以下のとおり。なお安城市（以下「市」という。）の都合により予定を変更する場合がある。

令和6年1月18日（木）	公告日
令和6年1月18日（木）	参加表明等受付開始・質問書受付開始
令和6年1月25日（木）	質問書提出期限
令和6年1月30日（火）	質問書回答予定日
令和6年2月1日（木）	参加表明書等提出期限
令和6年3月7日（木）	企画提案書提出期限
令和6年3月21日（木）	選定委員会（プロポーザル審査会）（予定）
令和6年3月下旬	審査結果通知
令和6年6月頃	契約締結（ただし、環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」（以下、「補助事業」という。）の交付決定を受けることを必須とするため、交付決定後の契約となる。）

3 応募資格

参加者は、次のいずれにも該当する場合、応募資格があるものとする。

- (1) 安城市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 公告日から契約締結日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 公告日から、契約締結日までにおいて、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 平成31年4月1日以降に、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）が発注した本業務と同種の業務履行実績を元請として有すること。（現在履行中のものも含む。）同種の業務とは、施設の屋上または屋根における50kW以上の太陽光発電設備等による発電業務をいう。
- (6) 共同企業体（コンソーシアムまたはジョイントベンチャー）を構成し、本プロポーザルに参加しようとする際、代表者及び構成員は（1）～（4）までの資格要件を満たすこととし、（5）は共同企業体を構成するいずれかの者が資格要件を満たすこと。また、構成員として参加している場合は単体で参加することはできない。

#### 4 質問の受付及び回答

##### (1) 提出方法

件名を「【企業名】PPA方式による安城市公共施設への太陽光発電設備等導入業務に関する質問」とし、別紙「質問書」（様式4）により、メールにて提出すること。

なお、メール送信後にその旨を末尾記載の問合せ先に電話連絡すること。電話・FAXによる質問は受け付けない。また、本実施要領・仕様書に関する内容以外の質問は受け付けない。

##### (2) 提出期限

令和6年1月25日（木）午後5時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

##### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上、令和6年1月30日（火）（予定）までに市公式ウェブサイト随時掲載する。

## 5 参加表明書等の提出

### （1）提出方法および提出先

下記の期日までに安城市環境部環境都市推進課カーボンニュートラル推進室温暖化対策係へ持参（土日祝日を除く午前9時から午後5時の間）、郵送（書留郵便に限る）またはメールにて提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。郵送する場合も受付期間内に必着、メールは受信完了とし、受付期間内に電話により到着、受信状況の確認をすること。なお、市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

### （2）提出期限

令和6年2月1日（木）午後5時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

### （3）提出書類

ア 参加表明書（様式1）：1部

※ 共同企業体で参加する場合は、共同企業体報告書（様式1-1）、共同企業体協定書（様式1-2）もあわせて1部ずつ提出すること。

イ 会社概要説明書（様式2）：1部

※ 共同企業体で参加する場合は、会社ごとに概要説明書を提出すること。

ウ 業務実績一覧（様式3）：1部

エ 過去実績の契約書の写し（上記ウの業務実績一覧のうち1件を提出）：1部

オ 施設資料閲覧希望日回答書（様式5）：1部

### （4）プロポーザル審査会通知

参加表明書（添付書類含む）を提出し、参加資格要件を満たすと判定された参加者には、令和6年2月2日（金）付でメールにて通知する。

なお、参加資格要件を満たさないと判定された参加者は、その理由を付し、通知する。

## 6 企画提案書等の作成及び提出方法等

(1) 提出方法および提出先

下記の期日までに安城市環境部環境都市推進課カーボンニュートラル推進室温暖化対策係へ持参（土日祝日を除く）または郵送（書留郵便に限る）により提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。郵送する場合も受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任を負わない。

(2) 提出期限

令和6年3月7日（木）午後5時必着

提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出は認めないものとする。ただし、企画提案書の内容を確認するため、市が追加資料を求めた場合はこの限りではない。

なお、提出期限までに書類提出がなかった場合、参加辞退したものとする。理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 提出部数

各書類とも紙媒体による原本1部とそのカラーコピー9部の計10部とする。（1部ずつフラットファイルに閉じて提出すること。）

(4) 書類提出方法

ア 「(5) 提出書類一覧」の順番にまとめること。

イ 企画提案書の様式は任意とし、文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

ウ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

エ 提案書は簡潔にまとめ、ページの通し番号に付すこと。（表紙、目次はページ数にカウントしない。）

オ 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提出は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

(5) 提出書類一覧

順番	提出書類の名称	様式	規格等
1	表紙	様式任意	○所在地、称号または名称、代表者氏名、電話番号を明記すること。

2	企画提案書	様式任意 A 4 判	<p>○7 企画提案書の内容及び別紙「PPA 方式による安城市公共施設への太陽光発電設備等導入業務仕様書」に基づき、提案内容を明記すること。</p> <p>○原則、両面印刷（カラー）とし、目次のページを除き 20 ページ以内にまとめること。</p> <p>○選定委員が審査会の際に評価しやすいよう、なるべく別紙「評価基準」に合わせて提案書をまとめること。</p>
3	電気料金シミュレーション表	様式 6 A 3 判	<p>○対象施設の PPA 提案単価と PPA 電力供給量を入力し、電気料金をシミュレーションする。</p>
4	工程表	様式任意 A 3 判可	<p>○優先交渉権者決定後から令和 7 年 3 月までの事業者が行う業務スケジュール（補助事業への申請等も含める。）を記載する。（市が行う業務もあれば、合わせて記載すること。）</p>

## 7 企画提案書等の内容

別添仕様書を参照のうえ、次の内容で作成すること。

### (1) 業務の実施方針

### (2) 業務の実施体制

本業務の実施に必要な資格を有する者を必ず実施体制に含めること。また、プロポーザル審査会の主たる説明者は必ず実施体制に含め、業務の各担当者についても、可能な限り具体的に明記すること。

### (3) PPA 設備導入容量

#### ① 太陽光発電設備の容量

各施設における想定設置容量（太陽光発電設備の定格出力（kW））を検討すること。

#### ② 蓄電池設備の容量

各施設における想定設置容量（蓄電池の定格容量（kWh））を検討すること。

#### ③ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・ 各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討に当たっては、各施設の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。（余剰発電電力の売電は考えないものとする。）
- ・ 温室効果ガス排出削減量は、各施設における1年間の総量を算出すること。なお、算出するに当たり、中部電力ミライズ株式会社のCO<sub>2</sub>排出係数（2022年度）「0.459kg-CO<sub>2</sub>/kWh」を使用すること。

#### ④ 設備設置仕様

- ・ PPA設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・ 想定する設置場所での設置方法は、JISC8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- ・ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（架台及び基礎、パネル重量込み：単位N/m<sup>2</sup>）を記載すること。
- ・ 各施設の情報踏まえたうえで、PPA設備の容量に対する設置の実現可能性について、想定を記載すること。

#### ⑤ PPA業務提案単価及び発電設備導入前後の電気料金

- ・ 電気料金シミュレーション表（様式6）により、対象施設のPPA提案単価及び想定される月別のPPA電力供給量を記載し、電気料金シミュレーションを示すこと。
- ・ PPA提案単価は、運転期間中に対象施設へ供給された電力使用量に応じて市が支払う電力料金単価を記載すること。（円/kWh）（税込み）
- ・ PPA提案単価は、業務期間中一定とし、補助事業を見込んだ額で提案すること。
- ・ PPA提案単価は、電力使用量に対する電気料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。また、基本料金単価の設定は行わないものとする。
- ・ PPA提案単価には、PPA設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本業務の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- ・ 対象施設の20年間分の電気料金シミュレーションにおいて、現状の電気料金より安くなる想定を提案すること。（各施設の合計の想定電気料金を現状より安くすること。）

#### (4) 工事体制及び運営体制

##### ① 工事計画概要

- ・ 設備導入における工程表
- ・ 対象施設別の工事方法と実施体制

##### ② 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）と実施体制

##### ③ 故障、緊急時の対応体制図

##### ④ 業務実施中のリスク対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

##### ⑤ 業務実施に関する保証

設備の導入、運転期間中、撤去までに係る全ての保証内容

#### (5) 提案の独創性

### 8 資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、施設資料（構造計算書等）の閲覧期間を設ける。  
なお、施設図面等は市ウェブサイトに掲載しているものを参考にすること。

#### (1) 閲覧期間

令和6年2月5日（月）から令和6年2月16日（金）まで（土日祝日を除く）のうち、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

#### (2) 閲覧場所

安城市役所環境都市推進課カーボンニュートラル推進室

#### (3) 閲覧内容

##### ① 東部公民館 計1冊

- ・ 「（仮称）北中学校区公民館建築工事」確認通知書、計画通知書、構造計算書（1冊）

##### ② 北部調理場 計5冊

- ・ 「北部学校給食共同調理場移転建設工事」構造計算書（4冊）
- ・ 「令和元年北部学校給食共同調理場移転建設工事」確認申請書（1冊）

#### (4) 閲覧方法

安城市役所環境都市推進課カーボンニュートラル推進室からの持ち出しは不可とし、カメラ等での撮影は可とする。ただし、撮影した写真データは、本業務以外では使用しないこと。また、閲覧者（撮影者）は3人までとする。

(5) 閲覧日の決定

施設資料閲覧希望日回答書(様式5)に基づき決定し、令和6年2月2日(金)(予定)にメールにて通知する。1事業者につき、1日(午前9時から午後5時まで)閲覧できるものとする。他事業者と希望日が重複した場合は、参加表明書の提出が早かった事業者を優先するものとする。

(6) その他

閲覧時において、業務内容等に関する質問は受け付けない。

9 提案者の選定

(1) 選定委員会の設置

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、環境部長を委員長とする5人で組織する選定委員会において審査する。

(2) 審査結果

ア 選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定する。

イ 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別メールで通知する。

ウ 審査結果のメール通知後、市公式ウェブサイトにて結果を公表する。

エ 審査結果についての質問・異議申し立てはできないものとする。

オ 本プロポーザルへの参加事業者が1者の場合であってもプロポーザル審査会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合にはその事業者を優先交渉権者に決定する。

10 選定委員会(プロポーザル審査会)

(1) 日程

令和6年3月21日(木)(予定)

(2) 場所

安城市役所

(3) 出席者

参加者は説明者を含め3人まで。説明者は、本業務を実際に行う担当者を主とすること。

(4) 発表時間(目安)

発表は、提案説明20分以内、質疑応答15分以内で行う。



- ※ 実際の時間構成は別途通知する。
- ※ 準備や片付けの時間は、発表時間を含めない。

#### (5) 留意事項

- ア 説明は企画提案書に記載された内容に限るものとし、説明用スライドを除く追加資料の持込は控えること。
- イ 質疑に対する応答は、審査会内で応答し、持ち帰りはしないようにすること。
- ウ 市のスクリーン（100インチ）を予めプレゼンテーション会場に設置する。参加者は、必要に応じてパソコンやプロジェクター等の機材を用意し、映像を投影することができる。なお、発表前の機材準備の時間は10分程度とし、発表時間に含まない。
- エ 提案説明については、スライドを用いて説明しても良いが、説明に用いたスライドは、企画提案会後にCD・DVD等の電子媒体で提出するものとする。

#### 1.1 選定基準

- (1) 審査における評価基準は、別紙「評価基準」のとおりとする。
- (2) 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。
- (3) 審査方法は、委員ごとに評価し、その合計点が高い順番に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者として選定し、2番目に多く獲得した者を次点者として選定する。

なお、同数の場合は、その参加者の中で第2位を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各委員の総合点数がより高い参加者を優先交渉権者とする。優先交渉権者が辞退した場合、または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の参加者を優先交渉権者に選定する。

- (4) 全委員の総合点数が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者とししない。

#### 1.2 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがある。

- (1) 提出書類に不備、不足があった場合
- (2) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

- (3) 提出書類に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 企画提案書及び工程表作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5) 企画提案書及び工程表に虚偽内容の記載があった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合

### 1.3 補助事業への申請

優先交渉権者は、補助事業への申請を行う。書類の作成にあたっては市とよく協議すること。

### 1.4 契約の締結

- (1) 本業務は、補助事業の活用を必須とする。優先交渉権者は、補助事業への申請を行い、交付決定通知を受領することにより、契約を締結できるものとする。補助事業が不採択となった場合は、原則、市と協議のうえ、補助事業の追加応募があれば再度申請することとする。
- (2) 本業務は、本業務に該当する令和6年度当初予算が成立しなかった場合には、契約を行わない。
- (3) 選定委員会が選定した優先交渉権者と市が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、優先交渉権者と市との協議により最終的に決定する。
- (4) 優先交渉権者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととする。

### 1.5 その他

- (1) 企画書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。提出された書類については本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (3) 本プロポーザルに係る市からの参加報酬はないものとする。
- (4) 採用案の著作権は市に帰属する。ただし、契約締結前には提案者に帰属する。

- (5) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (6) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出するものとする。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはない。なお、提出期限は、令和6年3月7日（木）午後5時までとする。
- (7) 提出書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ非公開としてほしい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。

#### 1.6 問合せ先及び各種書類の提出先

安城市環境部環境都市推進課カーボンニュートラル推進室温暖化対策係

住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2279（直通）

FAX 0566-76-1184（直通）

Eメール [kankyo@city.anjo.lg.jp](mailto:kankyo@city.anjo.lg.jp)